稲城市議会議長　　令和８年11月10日
坂田たけふみ殿

米国産生ジャガイモの輸入解禁を見合わせることを求める意見書を国に提出することを求める陳情

＜陳情者＞
多摩南生活クラブ生協まち稲城まち委員長 [redacted]
稲城市[redacted]　TEL 042-[redacted]

ジャガイモは国内自給率が高く、生ジャガイモは特に病害虫への対応が困難なため、長らく輸入を禁止してきました。しかし、２００６年に米国産生ジャガイモの輸入をポテトチップス加工用に限定し、植物防疫に関する厳しい条件付きで認めました。さらに、２０２０年に、アメリカ政府から、輸入拡大をもとめられ、日本政府は米国産生ジャガイモの全面輸入解禁に向けた検討を進めています。本年９月には生産者向けに大規模な説明会などが開かれました。

生ジャガイモの輸入解禁については、①病害虫（特にジャガイモシロシストセンチュウ）の侵入･まん延リスク、②国内農業と地域経済の弱体化、③ポストハーベストなどによる残留農薬、④原材料の表示義務がない、ことなど、食の安全、国内農業の持続性、消費者の知る権利、そして日本の食料主権に重大な影響を及ぼすおそれがあります。ジャガイモの生産者のみならず、消費者である多くの市民からも不安の声があがっています。

日本の食料自給率は３７％（カロリーベース、２０２５年度）ですが、ジャガイモはコメに続き安定的な国内生産が保たれています。輸入解禁によって安価な輸入ジャガイモが大量に流通すれば、国産ジャガイモの価格低下や需要減少を招き、生産者の経営を圧迫することが懸念されます。これは地域農業の衰退につながり、食料安全保障の点からも見過ごせません。

よって、稲城市議会は、食の安全、国内農業、地域社会、そして将来世代の食を守るため、米国産生ジャガイモの輸入を認めないこと、あわせて、食料主権と食料安全保障に資するため、輸入について慎重な議論を求め、国内農業の振興を基軸とした政策を推進することを求めるよう国に対し意見書を提出することを求めます。

＜意見書案＞

米国産生ジャガイモの輸入解禁を見合わせることを求める意見書

日本では、植物防疫法に基づき、国内に存在しない又は一部地域にしか存在しない病害虫が海外から侵入し、国内の農業生産に重大な被害を及ぼすことを防ぐため、植物検疫制度が設けられている。特に、ジャガイモは土壌や植物体を介して病害虫が侵入する可能性があることから、これまで厳格な検疫措置が講じられてきた。

米国産生鮮ジャガイモについては、2006 年にポテトチップス加工用の輸入が解禁され、その後、輸入時期や条件が段階的に緩和されてきた。2020 年には取扱場所を限定した加工用生鮮ジャガイモの通年輸入が認められ、現在、政府は米国からの要請を受け、米国産一般流通用生鮮ジャガイモの輸入解禁に向け、植物防疫法の省令改正及び関連手続きを進めている。

国内では、ジャガイモシストセンチュウによる被害が長年続いているほか、2015 年には、それまで国内で確認されていなかったジャガイモシロシストセンチュウが北海道で確認され、現在も防除が続けられている。北海道は、ジャガイモの生産を支える重要な産地であるとともに、全国の生産を支える種芋の重要な生産地でもある。シストセンチュウのように土壌中で長期間生存する病害虫は、一度農地に侵入すると根絶が困難であり、農業生産に長期的かつ深刻な影響を及ぼすものであるため、生鮮ジャガイモ全面輸入解禁に伴うリスクを予防的な観点から考えることが重要である。

今回の一般流通用生鮮ジャガイモ輸入解禁については、米国からの貿易上の要請を優先するのではなく、国内の農業生産基盤及び食料安全保障の強化を最優先として判断すべきである。

よって、稲城市議会は国会及び政府に対し、以下の事項を強く求める。

記

１．国内のジャガイモ生産に重大な影響を及ぼす病害虫の侵入・定着・まん延を防止するため、植物防疫法に基づく厳格な検疫制度を堅持し、米国産一般流通用生鮮ジャガイモ輸入解禁につながる植物防疫法省令改正及び関連手続きを中止すること。
２．国産ジャガイモの安定生産と国内農業の生産基盤を守り、食料安全保障を強化する政策へ転換すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣　　宛